

受付 番号	種目番号 -	連絡先	委託担当 健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全全部保健事業課 担当者名 小泉 TEL 671-2453
----------	-----------	-----	--

設 計 書

- 1 委託件名 乳がん集団検診における検診業務委託
- 2 履行場所 委託者が指定する会場
- 3 履行期間 ■期間 令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで
又は期限 □期限
- 4 契約区分 □確定契約 ■概算契約
- 5 その他特記事項 委託契約約款
個人情報取扱特記事項
電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- 6 現場説明 ■ 不要
□ 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委託概要 乳がん集団検診の予約受付及び受診案内
乳がん検診の実施

8 部分払

■ する (12回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

検査項目	業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
マンモグラフィ 検診	マンモグラフィ検診 準備費用	毎 月	(26)	件		
マンモグラフィ 検診	マンモグラフィ検診 実施費用	毎 月	(26)	件		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担あり (40歳から49歳まで) 視触診・2方向撮影	毎 月	(190)	件		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担なし (40歳から49歳まで) 視触診・2方向撮影	毎 月	(30)	件		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担あり (50歳以上) 視触診・1方向撮影	毎 月	(245)	件		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担なし (50歳以上) 視触診・1方向撮影	毎 月	(180)	件		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担あり (40歳から49歳まで) 2方向撮影	毎 月	(8)	件		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担なし (40歳から49歳まで) 2方向撮影	毎 月	(8)	件		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担あり (50歳以上) 1方向撮影	毎 月	(7)	件		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担なし (50歳以上) 1方向撮影	毎 月	(7)	件		
	一 次 読 影	毎 月	(675)	件		
	フィルム等送付	毎 月	(10)	件		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額 (概算金額)		(¥	.-)
内訳	業務価格 (概算金額)	(¥	.-)
	消費税相当額 (概算金額)	(¥	.-)

内 訳 書

検査項目	業務内容	形状 寸法等	数量 ()は概数	単位	単価 (円)	金額 (円)
マンモグラフィ 検診	マンモグラフィ検診 準備費用		(26)	枚		
マンモグラフィ 検診	マンモグラフィ検診 実施費用		(26)	枚		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担あり (40歳から49歳まで) 視触診・2方向撮影		(190)	枚		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担なし (40歳から49歳まで) 視触診・2方向撮影		(30)	枚		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担あり (50歳以上) 視触診・1方向撮影		(245)	部		
視触診・ マンモグラ フィ撮影	受診者負担なし (50歳以上) 視触診・1方向撮影		(180)	部		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担あり (40歳から49歳まで) 2方向撮影		(8)	部		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担なし (40歳から49歳まで) 2方向撮影		(8)	部		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担あり (50歳以上) 1方向撮影		(7)	枚		
マンモグラフィ 撮影	受診者負担なし (50歳以上) 1方向撮影		(7)	枚		
	一 次 読 影		(675)	枚		
	フィルム等送付		(10)	枚		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

仕 様 書

横浜市を委託者とする。

1 委託件名

乳がん集団検診における検診業務委託

2 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

3 検診実施日

委託者が指定する日

4 検診回数

26回

5 検診の概要

（1）検診委託の条件

受託者は、委託者指定の検診を実施する区（以下「実施区」）へ受託者が使用するマンモグラフィ検診車（以下「検診車」）を運行することを条件とする。

（2）事業の対象者

ア 検診対象者は、横浜市内に住所を有し、かつ年齢40歳以上の女性（居住区が実施区以外の者も対象）※授乳中の者を除く

イ 検診対象者は、横浜市が契約した視触診実施医療機関で視触診を受診した者又は、横浜市乳がん検診未受診の者。

ただし、職域等で同等の検診の受診機会を有する者（乳がん検診無料クーポン券対象者除く）、乳房の疾患で現在治療中の者を除く。

（3）受診回数

同一の対象者が検診を受けることができる回数間隔は、前年度及び今年度に受けていない者（2年度に1回）とする。

（4）検診の会場及び規模

検診は、実施計画に基づき、指定した日時及び会場において検診車にて実施するものとする。

1会場あたりの検診人員の上限は45人程度とする。

（5）検査の内容

検診で行う検査の内容は次のとおりとする。

ア 問診（本市乳がん検診票（以下「検診票」））

イ 視触診検査（横浜市が契約した視触診実施医療機関で視触診を受診した者及び希望しない者を除く。）

ウ マンモグラフィ検査

両側乳房において、内外斜位方向撮影を行うものとする。

(ア) 受診日において40歳以上50歳未満の検診対象者については、内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影も併せて行うものとする。(2方向)

(イ) 受診日において50歳以上の検診対象者については、内外斜位方向撮影のみを行うものとする。(1方向)

6 委託内容

(1) 検診実施計画の策定

実施区福祉保健課の検診実施希望日をもとに、検診実施計画を策定する。

希望日が複数区で重複する等調整が必要な場合は、各区と受託者が直接調整する。

(2) 検診の予約受付及び受診案内に関すること

ア 受託者は検診受診を希望する者に対して電話による予約受付を行う。

予約受付の電話は、専用回線で受信するものとする。

イ 受託者は予約受付時に前年度受診日を確認する。

ウ 結果の市町村への報告等の個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。

(3) 検診当日の受付及び検査の実施に関すること

ア 検診の受付

(ア) 検診当日は、各区福祉保健課が用意する会場に、受託者が受付・会計及び問診場所を設置する。

(イ) 受託者は、受診者負担額を徴収する。

ただし、横浜市が指定する減免対象者については、確認書類の提示又は提出をもって、受診者負担額を徴収しないものとする。

イ 問診の実施

(ア) 受託者が会場に設置した問診場所において、受診希望者が記入した検診票をもとに、医師による問診及び検診票の記載内容について確認する。

(イ) 医師は、受診者から乳がんに関する相談があった場合は、相談に応じること。

ウ 視触診検査及びマンモグラフィ検査の実施

(ア) 受託者は、問診が終了した受診希望者に対し、視触診（横浜市が契約した視触診実施医療機関で視触診を受診した者及び希望しない者は除く）及び検診車を使用して本仕様書5（5）に定めるマンモグラフィ検査を実施する。

(イ) 検診車に搭載するマンモグラフィは、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしているものとする。

(ウ) マンモグラフィ検査における線量及び写真の画質について、第三者による外部評価を受けるものとする。

(エ) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修を修了していること。

エ 一次読影及び判定

(ア) 受託者は、ウで撮影したマンモグラフィについて、検診票の記録票の区分に従って速やかに読影を行うこと。

(イ) 読影医師は、マンモグラフィ講習会を修了し、その評価試験がA又はBである者が、読影に従事すること。

(ウ) 受託者は記録票の「医療機関名」欄に、赤字で「検診車」と明記する。

オ フィルム等の送付に関すること

(ア) 受託者は、一次読影終了後、全てのフィルム等を速やかに本市マンモグラフィ判定機関へ送付する。

(イ) 受託者は、本仕様書6(3)エの一次読影判定結果が「5 悪性(至急)」については、本市マンモグラフィ判定機関が作成する送達票の「至急患者連絡覧」に記入して送付する。

(ウ) 受託者は、検診票「市提出用(マンモグラフィ医療機関)」を委託者へ送付する。

カ 受託者におけるフィルム等の保管

(ア) 撮影したフィルム及び検診票については、受診者への結果説明後、受託者において撮影日から起算して5年間保存する。

(イ) 検診票については、「総合判定結果(マンモグラフィ医療機関控)」を保管し、他の控え用紙については廃棄も可能とする。ただし、廃棄する場合は、個人情報であることに配慮した方法で処理する。

(ウ) 受診者がマンモグラフィ撮影日から起算して2か月以上経過しても総合判定の結果説明を受けにこないため、フィルム等が視触診実施医療機関から返送された場合は、フィルム等を受託者において保管する。

(エ) 上記(ウ)について、その後受診者が視触診を受診する場合は、視触診実施医療機関の承諾を得てフィルム等を貸し出すものとし、視触診及び結果説明後は上記(ア)のとおり5年間保存するものとする。

キ 総合判定及び結果通知

受託者は、本仕様書6(3)ウ(ア)で視触診及びマンモグラフィ検査を受診した者について視触診、一次読影結果、二次読影結果に基づき、「異常なし」「要精密検査」等の総合判定を行う。

ク 受診者への結果通知

(ア) 受託者は、本仕様書6(3)エに定める判定を通知する文書を作成し、受診者へ送付する。

判定が「要精密検査」である場合には、上記(ア)に定める文書のほか、乳がん精密検査結果連絡票、精密検査受診の必要性を明確に説明し受診者に知らせる文書、精密検査の方法や内容についての説明文書、受診者精密検査を実施する医師への説明文書及び診療情報提供書発行に際しての注意事項を同封する。

(イ) 受託者は、精密検査結果の委託者への報告等の個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。

(ウ) 受託者は、上記(ア)に定める文書を受け取った受診者から要求があった場合は、診療情報提供書を発行し、必要に応じて本仕様書6(3)ウで撮影したマンモグラフィフィルムを受診者に提供する。ただし、その行為は保険診療として取扱うものとする。

ケ 受託者における検査データ等の保管

問診票、マンモグラフィ画像データ、結果通知（控）については、受託者が5年間保管するものとする。

7 委託料の請求及び検診の集計・報告

受託者は、前月までに実施した検診等について、毎月10日までに委託者に請求するものとする。

受託者は請求に伴い、実施したがん検診については、検診票「市提出用（マンモグラフィ医療機関）」及び実施区、実施回数ごとに作成した検診を受診した者についての氏名・年齢・減免種別を掲載した名簿を委託者へ送付するものとする。

受託者はがん検診の集計・報告を地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計し、必要に応じて委託者に報告する。

受託者は精密検査実施機関から受けた精密検査結果及び治療の結果を委託者に報告する。

8 個人情報の保護

(1) 受託者は、当委託業務に関わる事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 受託者は(1)を遵守するために、乳がん検診の従事者全員に個人情報保護に関する研修を実施する。

9 その他

(1) 前年度に同一の受診者が受診していた場合（乳がん検診無料クーポン券対象者除く）は、2回目以降の検診については受託者の検診として実施し、受託者は委託料について委託者に請求しないものとする。また、検診の報告についても不要とする。

(2) 当仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。